

福岡県ソフトテニス連盟
普及委員会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本委員会は、福岡県ソフトテニス連盟規約第21条第3項に定める普及委員会（以下「委員会」という）とし、福岡県ソフトテニス連盟（以下「本連盟」という）内に設置する。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は、次に掲げるところに置く。
〒811-0202 福岡市東区和白3丁目6-18-508
今林 恭佑
080-5260-1589

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本委員会は、福岡県におけるソフトテニス競技の普及振興を図り、事業を通じて、福岡県のソフトテニスの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本委員会は、第3条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 普及事業
- (2) 大会振興補助事業
- (3) メッカ事業
- (4) その他普及委員会が必要と認めた事業
- (5) 理事長からの指示によるもの

第3章 組織及び委員の選任

(委 員)

第5条 本委員会は、次の委員を置くことができる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 会 計 2名以内
- (4) 委 員 若干名

(委員選任)

第6条 本委員会の選任は次のとおりとする。

- (1) 委員長 理事長の推薦に基づいて総会の決議により会長が委嘱する

- (2) 副委員長 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する
- (3) 会 計 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する
- (4) 委 員 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する

第 4 章 委員の任務・任期

(委員の任務)

第 7 条 本委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 委員長 本委員会を代表し、会長の命を受けて職務を執行する
- (2) 副委員長 委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、職務を代理する
- (3) 会 計 本委員会の予算に基づき、会計事務を職務する
- (4) 委 員 委員会を組織し、職務を執行する

(委員の任期)

第 8 条 本委員会の委員の任期は、本連盟規約第 1 6 条に準ずる。

第 5 章 委 員 会

(委員会)

第 9 条 本委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は、委員長が必要に応じて招集する
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席で成立する
- (3) 委員会の議長は、委員長もしくは、委員長の指名する者が行う
- (4) 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定し、過半同数の場合は議長が決する
- (5) 委員会は、委員長が必要と認めた場合、理事長及び有識者の出席を認める
- (6) 急を要する議事については、委員長及び副委員長の会議で決することができる
- (7) 委員会決議事項は、常任理事会で承認されたのち施行する

第 6 章 会 計

(資産の管理)

第 1 0 条 資産の管理及び会計は、福岡県ソフトテニス連盟規約第 23 条 2 項に準ずる。

(経費の支弁)

第 1 1 条 本委員会の事業遂行に必要な経費は、本委員会の資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 1 2 条 本委員会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に委員会で作成する。

(会計年度)

第13条 本委員会の会計年度は、1月1日から12月31日までとする。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第14条 本委員会の規約の変更は、委員会の3分の2以上の賛成をもって決議し、常任理事会の承認を要す。

附則

(施行期日) 平成29年 2月 5日